

平成28年山形村議会第2回定例会

議事日程（第4号）

平成28年6月16日（木曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

《委員会付託請願・陳情、審議、表決》

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 2 28 請願第 1 号

日程第 3 28 陳情第 2 号

《既提出議案、審議、表決》

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 4 議案第 43 号

日程第 5 議案第 44 号

日程第 6 議案第 45 号

《追加議案、審議、表決》

日程第 7 発議第 2 号

日程第 8 閉会中の継続審査の申出について

日程第 9 議員派遣の件について

閉会宣言

出席議員（12名）

1番 大 池 俊 子 君	2番 上 条 浩 堂 君
3番 新 居 穎 三 君	5番 小 林 武 司 君
6番 籠 田 利 男 君	7番 増 澤 武 志 君
8番 大 月 民 夫 君	9番 西 牧 一 敏 君
10番 竹 野 入 恒 夫 君	11番 赤 羽 千 秋 君
12番 三 澤 一 男 君	13番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 百瀬 久君 副村長 中村俊春 君
教育長 根橋範男 君 会計管理者 小林好子 君
総務課長 住吉 誠 君 税務課長 篠原雅彦 君
住民課長 塩原美智代 君 保健福祉課長 堤岳志 君
保育園長 宮澤寛徳 君 産業振興課長 赤羽孝之 君
建設水道課長 旗町通憲 君 教育次長 上條憲治 君
総務課長 財政係長 宮越卓也 君

事務局職員出席者

事務局長 百瀬 清 君 書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 本日の会議に先立ちまして、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

10番・竹野入議員から遅刻の連絡がありましたけれども、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回山形村議会定例会を再開します。

出席要求者から欠席届が提出されております。百瀬子育て支援課長は公務のため欠席です。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番・西牧一敏議員、10番・竹野入恒夫議員を指名します。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（平沢恒雄君） これより議事に入ります。

委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております。請願・陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会の審査結果の報告を求めます。

新居禎三総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 新居禎三君 登壇)

○総務産業常任委員長（新居禎三君） 総務産業常任委員会に付託されました陳情の審査結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました陳情につきましては、去る6月13日に委員会審査を行い、28陳情第2号「『緊急事態基本法』の早期制定を求める意見書提出を求める陳情」については不採択となりました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、総務産業常任委員会の審査結果を報告申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇)

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託された請願の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願につきましては、去る6月14日に委員会審査を行い、28請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」については採択すべきものと決しました。措置として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会員規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（平沢恒雄君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより請願・陳情についての討論、採決を行います。

日程第2、28請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、これより採決をいたします。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。

本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、28請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」については採択とします。

日程第3、28陳情第2号「『緊急事態基本法』の早期制定を求める意見書提出を求める陳情」について討論、採決を行います。

お諮りします。本陳情は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議があるので、討論を行います。

最初に、本請願に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 次に、本請願に反対の議員の討論を許します。

西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 9番、西牧でございます。実はこの陳情について、理由書がついていない。昨今、ある国が領海侵犯をしているということもニュースには載ってきておりますけれども、大事なことは大事なことでございますけれども、もう少し具体的に理由書をつけていただかないと、これについてはどういう団体であり、どういうような行いをしているのかということがわからないというところがあって、私は反対をいたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本請願に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 次に、本請願に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この請願について、反対の立場から討論します。

この内容は、権力によって憲法を一旦停止するという劇薬的なものです。緊急事態として大規模災害、外部からの武力攻撃、内乱などによる社会秩序の混乱を並べていますが、内閣が発する発令は、本来国会が制定する法律と同じ効力を持つことになり、さらには、首相は財政措置や自治体への長の指示も可能、国民も指示に従わなければ

なりません。自分の国に攻撃があった場合を想定した武力攻撃事態では、民間企業である指定公共機関が動員されることになっていますが、これは集団的自衛権発動の前提である存立危機事態でも切れ間なく動員されることが想定されます。医療、放送、道路、電気、通信など日常生活に密接な分野で、軍事優先で協力するよう要請されます。事実上の戒厳令となってしまいます。

以上の理由で、この陳情については反対とします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採択をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての総務産業常任委員長の報告は不採択であります。

本陳情を不採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 全員起立であります。よって、28陳情第2号「『緊急事態基本法』の早期制定を求める意見書提出を求める陳情」については、不採択と決定しました。

◎議案第43号～議案第45号

○議長（平沢恒雄君） 日程第4、議案第43号から、日程第7、議案第45号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果はお手元に配付の議案審査報告書のとおりであります
が、ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

新居禎三総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 新居禎三君 登壇）

○総務産業常任委員長（新居禎三君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る6月13日の審査の結果、次のとおりに決定いたしましたので、議会会議規則第77条の規定により、報告いたします。

議案第43号「平成28年度山形村一般会計補正予算（第2号）の所管の款項」、議

案第45号「平成28年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」以上の2議案につきましては、いずれも可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る6月14日審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により、報告いたします。

議案第43号「平成28年度山形村一般会計補正予算（第2号）の所管の款項」、議案第44号「平成28年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」以上2議案につきましては、いずれも可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

ご審議、よろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第4、議案第43号「平成28年度山形村一般会計補正予算（第2号）の所管の款項」について、討論、採決を行います。

最初に、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。今回の補正予算の中に、国民健康保険制度が長野県国保になるという準備の補助金が入って、いよいよ広域化に向けてというのが入ってきます。この件については、やはり国保が赤字になったとはいえ、サービスが非常に落ちるのではないかとか、いろいろな点であまり賛成できない面がありますので、この点については反対であります。

それからもう1点、グリーン道路の件ですが、昨年、当初予算から削られ、その後、

今回のも組み替えでありますけれども、300メートル分の工事費であります。計算してみても1キロ強のものが、昨年5,000万円弱で、今回300メートルのものが2,800万円になったわけですが、ちょっと計算からいっても納得できない。その経過についてもまだ納得できない部分がありますので、この工事自体に反対するものではないのですが、まだ少し納得できない部分があって、反対とします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので討論を終結して、直ちに採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、議案第43号「平成28年度山形村一般会計補正予算（第2号）の所管の款項」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5、議案第44号「平成28年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」についての討論、採決をいたします。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第44号「平成28年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、議案第45号「平成28年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」についての討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第45号「平成28年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」については原案のとおり可決することに決定しました。

ここで先ほど採択となりました請願に対する意見書作成等議案整理のため、暫時休憩をいたします。

休憩。

(午後 1時54分)

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 1時55分)

◎発議第2号

○議長（平沢恒雄君） 日程第7、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

(2番 上条浩堂君 登壇)

○2番（上条浩堂君） 発議第2号の「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思います。義務教育費国庫負担制度は、すべての国民に対し、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等及びその水準の維持向上を図る目的であり、国の責務であります。しかしながら、義務教育費の国庫負担金を減額し、地方自治体へその負担を強いてきました。そのため

めに、地方財政は圧迫され、地方自治法の本旨に基づく主体的な行政の確保が困難になり、教育の機会均等及びその維持向上も保証されなくなる恐れがあると考えられます。

以上の理由により、義務教育費国庫負担制度が堅持されることを強く要望する意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（平沢恒雄君） 日程第8「閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査、調査の申出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査、調査事項については、各委員長申し出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中もな

お継続審査、調査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（平沢恒雄君）　日程第9「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君）　異議ないものと認めます。よって、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（平沢恒雄君）　ここで、村長よりあいさつがあります。

百瀬村長。

（村長　百瀬　久君　登壇）

○村長（百瀬　久君）　閉会にあたりましてごあいさつを申し上げます。今定例会は6月8日から本日16日までの間、平成28年第2回山形村議会定例会でありましたが、ただいまをもちまして閉会の運びとなりました。この間、ご提案申し上げましたすべての議案につきまして、ご承認、また議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

特に、今定例会へ上程いたしました案件は、突発的な雨水災害の対策と村民からの要望に応える事業予算でしたが、それぞれ慎重にご審議をいただき、ご承認をいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。特に雨水災害につきましては、昨日中島副知事と清沢県議、吉川松本地方事務所長に災害現場の視察に来ていただき、状況を理解していただきました。情報を共有化していただきましたので、これから復旧に県のご支援、ご協力をお願いしてまいりたいと思います。

また、農業費につきましては、鳥獣被害対策の防止策や波田ライスセンターの助成、網室更新の助成、大池原・東原地区の基盤整備事業等の事業に負担金・補助金・委託料が盛り込まれ、これから具体的に実現が図られます。これらの案件は議員提案も含

め、多くの村民の皆さんのお望に応えた内容でありますことは喜ばしいことと思っております。

また、一般質問におきましても、庁内の人材育成に多数の議員の皆様から貴重なご意見を賜りました。人事評価業績評価の目標シートも予定どおり受理しております、理事者といたしましても目標達成にそれぞれの指導をし、村民の皆様の期待に応えるよう努めてまいりたいと思います。

結びに、山形村も既に夏の陽気であり、また梅雨の季節でもあります。日によっては1日の温度差が大きいときがありますので、議員の皆様には、健康にはくれぐれも留意され、村政の発展のため引き続きのご支援・ご協力を賜りますことをお願い申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

6月定例会、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成28年第2回山形村議会定例会を閉会とし散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時04分）